

公立大学法人滋賀県立大学人事方針

平成18年7月4日

役員会決定

平成20年4月1日 一部改正

平成23年1月5日 一部改正

令和3年4月1日 一部改正

下記のとおり公立大学法人滋賀県立大学人事方針を定める。

記

1 教職員像

公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）の教職員は、法人の理念の下に、その将来構想を見据えて、法人の中期目標を達成するために行う全ての教育研究活動および教育研究支援活動ならびに法人運営活動の主体として、自らの使命を自覚し、職責の遂行に最善の努力を果たさなければならない。

2 人事の原則

- (1) 教職員の採用および昇任のための選考は、法人の理念・将来構想・目標を踏まえた上で、この人事方針に沿って行う。
- (2) 教員選考は、公募によることを原則とし、年齢構成を加味して適任者が得られるよう努力を行う。ただし、法人の将来構想に沿った戦略的人事の場合には、候補者を限定することができる。
- (3) 教員選考においては、企業経験者、外国人および女性の積極的な任用に努めるものとする。また、同一の教育研究分野に同一大学の出身者が偏らないように努めるものとする。
- (4) 事務局の職員については、法人運営業務および教育研究支援業務の専門的職能集団としての機能が発揮できるような採用方法を導入する。
- (5) 法人は、この人事方針に沿って、自律的な定数管理による人事計画を策定するものとする。

3 教員選考の方法

- (1) 教員の公募にあたっては、人事計画に基づき、担当する専門分野、カリキュラムを明確にするものとする。
- (2) 教員の選考にあたっては、教育研究の業績、社会への貢献、国際貢献、本学での教育・研究に対する今後の抱負などを多面的に評価するとともに、面接、プレゼンテーション等の手法により教育に関する能力を具体的に評価するものとする。

4 事務局における職員の採用計画

事務局の職員については、人事計画の定めるところにより滋賀県からの派遣職員を減じ、年齢構成に配慮して法人職員の採用を計画的に進めるものとする。